**監査結果（平成22～28年度）未措置案件等の状況について**

　平成30年３月30日

　監査委員事務局

資料（２－２）

≪平成30年３月16日公報登載分まで≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象部局別（所管する財政的援助団体等含む） | 未措置案件(※)の件数**【H30.3.16公報登載分まで】** | 未措置案件確認済みの理由 |
| ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑭**≪未措置案件の理由の分類≫**　①制度等の変更（廃止）　②施策の方針と異なる。　③財源措置が困難　　ア）予算要求を行った。　　イ）予算要求は行っていない。　④人事措置が困難　　ア）人事要求を行った。　　イ）人事要求は行っていない。　⑤関係者の同意が得られない。　⑥見解の相違（必要ないと判断）　⑦将来における措置（予定期日確定）　⑧関係者との調整に期間を要するもの　⑨順次措置中　⑩報告書未提出　⑪報告内容確認・調整中　⑫措置手続中　⑬公報登載手続中　⑭その他⇒別紙「未措置案件の理由の分類について」参照 |
| 政策企画部 | 1 | 1 |  |  |  |  |  |  |
| 総務部 | 0 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 財務部 | 1 | 1 |  |  |  |  |  |  |
| 府民文化部 | 2 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |
| 福祉部 | 13 | 1 | 4 | 1 |  | 7 |  |  |
| 健康医療部 | 2 |  | 1 | 1 |  |  |  |  |
| 商工労働部 | 5 | 2 |  |  |  | 1 | 1 | 1 |
| 環境農林水産部 | 1 |  |  | 1 |  |  |  |  |
| 都市整備部 | 2 | 1 | １ |  |  |  |  |  |
| 住宅まちづくり部 | 1 |  |  | 1 |  |  |  |  |
| 会計局 | 0 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 議会事務局 | 2 | 2 |  |  |  |  |  |  |
| 教育庁 | 4 | 1 | 1 |  |  |  | 2 |  |
| 府立学校 | 5 |  | 2 | 3 |  |  |  |  |
| 監査委員事務局 | 0 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 人事委員会事務局 | 0 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 労働委員会事務局 | 0 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 公安委員会 | 警察本部 | 0 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 警察署 | 1 | ― | ― | ― | 1 | ― | ― | ― |
| 合　　計 | 40 | 9 | 10 | 7 | 1 | 9 | 3 | 1 |

※「未措置案件」とは、「監査結果（平成22～28年度）に基づく措置」が講じられた旨が公表（大阪府公報に登載）されていない案件

**【別紙】　未措置案件の理由の分類について**

|  |  |
| --- | --- |
| 未措置案件の理由の分類 | 考え方 |
| ① | 制度等の変更（廃止） | 「監査結果が報告された時点」における制度等が「現在」は変更（廃止）されており、是正・改善（※１）が困難なもの |
| ② | 施策の方針と異なる | 「監査結果が報告された時点」における施策が「現在」は変更されており、是正・改善が困難なもの |
| ③ | 財源措置が困難 | 是正・改善のための財源が確保できない場合 |
|  | ア）予算要求を行った | 予算要求を行ったが、認められない場合 |
|  | イ）予算要求は行っていない | （理由については、別途確認） |
| ④ | 人事措置が困難 | 「是正・改善」のための人員が確保できない場合 |
|  | ア）人事要求を行った | 人事要求を行ったが、認められない。 |
|  | イ）人事要求は行っていない | （理由については、別途確認） |
| ⑤ | 関係者の同意が得られない | 関係者の同意が必要だが、関係者の同意を得ることが困難な場合 |
| ⑥ | 見解の相違（必要ないと判断） | 部局として、是正・改善をする必要がない又は今後進展が難しいもの |
| ⑦ | 将来における措置（予定期日確定） | 将来の特定の時期（※２）においては、実施する予定であるもの |
| ⑧ | 関係者との調整に期間を要するもの | 複数の関係者・関係部局との調整が必要であり、その調整に期間を要するもの |
| ⑨ | 順次措置中 | 「是正・改善」対象が多数ある監査結果について、順次着手しているが、全ての是正・改善の完了には時間がかかるもの例）「50機以上の機器について撤去及び修繕を検討されたい」という指摘に対して、毎年順次に撤去等を実施しており、残り５件となっている場合　など |
| ⑩ | 報告書未提出 | 事実上、所属においては、是正・改善を実施しているが、所属が、監査委員事務局に対して「措置報告」を行っていないもの |
| ⑪ | 報告内容確認・調整中 | 事実上、所属においては、是正・改善を実施し、「措置報告」が提出された。しかしながら、根拠資料や文章表現に不備があり、監査委員事務局が修正を求めているが、所属から提出されていないもの |
| ⑫ | 措置手続中 | 監査委員事務局において、措置報告の内容の確認を行っているもの |
| ⑬ | 公報登載手続中 | 月末に措置報告の公表が予定されているもの |
| ⑭ | その他 | ①～⑬の選択肢に分類できないもの |

（※１）本紙における「是正・改善」とは、監査結果における「是正を求める事項」「改善を求める事項（意見）」のことを指す。

（※２）時期が明確であり、その時期でないと実施できないことに理由があること。

**≪未措置の理由≫**

　①制度等の変更

　②施策の方針と異なる。

　③財源措置が困難

　　ア）予算要求を行った。

　　イ）予算要求は行っていない。

　④人事措置が困難

　　ア）人事要求を行った。

　　イ）人事要求は行っていない。

　⑤関係者の同意が得られない。

　⑥見解の相違（必要ないと判断）

　⑦将来における措置（予定期日確定）

　⑧関係者との調整に期間を要するもの

　⑨公報登載手続中

　⑩措置手続中

　⑪順次措置中

　⑫取組中

　⑬その他

**≪未措置の理由≫**

　①制度等の変更

　②施策の方針と異なる。

　③財源措置が困難

　　ア）予算要求を行った。

　　イ）予算要求は行っていない。

　④人事措置が困難

　　ア）人事要求を行った。

　　イ）人事要求は行っていない。

　⑤関係者の同意が得られない。

　⑥見解の相違（必要ないと判断）

　⑦将来における措置（予定期日確定）

　⑧関係者との調整に期間を要するもの

　⑨公報登載手続中

　⑩措置手続中

　⑪順次措置中

　⑫取組中

　⑬その他

**≪未措置の理由≫**

　①制度等の変更

　②施策の方針と異なる。

　③財源措置が困難

　　ア）予算要求を行った。

　　イ）予算要求は行っていない。

　④人事措置が困難

　　ア）人事要求を行った。

　　イ）人事要求は行っていない。

　⑤関係者の同意が得られない。

　⑥見解の相違（必要ないと判断）

　⑦将来における措置（予定期日確定）

　⑧関係者との調整に期間を要するもの

　⑨公報登載手続中

　⑩措置手続中

　⑪順次措置中

　⑫取組中

　⑬その他